

鳥取県告示第 572 号

平成 9 年鳥取県告示第 766 号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成 19 年 7 月 6 日から施行する。

平成 19 年 7 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成 9 年鳥取県条例第 15 号）<u>第 9 条第 1 項</u>の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、<u>鳥取県生活環境部循環型社会推進課、各総合事務所並びに関係市役所及び町村役場</u>に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p>	<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成 9 年 6 月鳥取県条例第 15 号）<u>第 10 条第 1 項</u>の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、<u>鳥取県生活環境部廃棄物対策課、各保健所及び保健所支所並びに関係町村役場</u>に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p>